

件名	教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	義務教育課（生涯学習課）
根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律により、新たな学校の種類として「義務教育学校」の制度が設けられることとなったことに伴い、関係条例の整備を行う。</p> <p>1 教育職員の給与に関する条例 中学校・小学校教育職員給料表の適用範囲及び義務教育等教員特別手当の支給対象に、義務教育学校に勤務する教育職員を加える。</p> <p>2 教育職員の特殊勤務手当に関する条例 特別支援教育手当の支給対象に、義務教育学校に勤務する教育職員を加える。</p> <p>3 教育職員の給与等に関する特別措置条例 条例の適用対象に、義務教育学校に勤務する教育職員を加える。</p> <p>4 愛媛県総合科学博物館管理条例 利用料金の減免対象及び料金区分に、義務教育学校の児童及び生徒等を加える。</p> <p>5 愛媛県歴史文化博物館管理条例 利用料金の減免対象及び料金区分に、義務教育学校の児童及び生徒等を加える。</p> <p>6 えひめ青少年ふれあいセンター管理条例 利用料金の減免対象及び料金区分に、義務教育学校の児童及び生徒等を加える。</p>	
施行日	平成28年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	